



第1編 民法

↑能力

第1回

1 3種類の能力

■能力には、①**権利能力**、②**行為能力**、③**意思能力**の3種類がある。

(図解パネル 1 2 3 4)

2 権利能力の例外

■**胎児**については、①**不法行為**による**損害賠償**の請求(図解パネル 5)、②**相続**による財産の取得(図解パネル 6)、③**遺贈**による財産の取得に関しては、**権利能力を有するものとみなす**。

※遺贈とは、遺言により財産を無償で与えること。

3 制限行為能力者制度

■制限行為能力者とは、単独で完全に有効な法律行為(契約など)をすることができない、民法上、定められている行為能力を有しない人達のことである。

(図解パネル 7 8 9 10)

(1) 未成年者

■**年齢20歳未満**の者を未成年者といい、**婚姻**すると**成年者**とみなされる。

(注)その後**20歳前**に**離婚**しても**成年者**のまま。

■未成年者が法定代理人の**同意なし**に行った行為は、未成年者**本人**又は法定代理人は**取り消す**ことができる。(法定代理人が**代理**しなかった時も**同様**)

(図解パネル 11)

<例外>①単に**権利**を得、**義務**を免れる行為。

(負担付でない**贈与**や**借金**の**免除**など)(図解パネル 12)

(注)債務の**弁済**を受けることは、未成年者**単独**ではできない。

<MEMO>

②**処分**を許された財産の**処分行為**。

(おこづかいなど)

③**営業許可**を受けた場合の**営業上の行為**。

←**営業の範囲外**は、**単独**で不可

←許可**取消し**により許可の**効果**は**消滅**する

■未成年者の法定代理人には、**代理権**・**同意権**・**追認権**・**取消権**がある。

※追認とは、取り消すことができる行為を取り消さないものと決める意思表示のこと。

(図解パネル 13)

<取消しと無効の意味>

「取り消すことができる」というのは、**取り消すまで一応有効**ということ。

「無効」というのは、**最初から効力はない**ということ。(図解パネル 14)

<制限行為能力者が取り消した後の取得した物や金銭について>

現存利益を**返還**すればよい。但し、**生活費**として使った分は**全て返還**。

知識整理&落書きスペース

<MEMO>